

総合すまいる企業年金基金が 新たな企業年金を ご提案いたします

～貴社の福利厚生制度に是非ご活用ください～

加入を検討している企業様へ

当基金の事務局スタッフが
詳細な制度・手続きの
説明にお伺いいたします。
お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先はこちら

総合すまいる企業年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国3-21-16 両国中屋ビル9階

電話 03-3230-1515 FAX 03-3238-9206

ホームページURL <http://smilenenkin.com>

Q 1. 総合すまいる企業年金基金の特徴は？

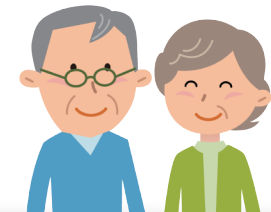


A 業種・業界を問わずに加入できます

A 年金債務を分別管理しているから、
他社の影響を受けない制度です

2、3頁へ
GO!

Q 2. どのような制度設計に なっているのか教えて？



A 皆さま方にわかりやすく、安定的な制度です

A 各社ごとに掛金率を選択することができます

4～7頁へ
GO!

Q 3. 加入を検討しているので、 詳細な説明を聞けますか？



A 基金事務局のスタッフが個別対応します

8頁へ
GO!

Q 1. 総合すまいる企業年金基金とは…

A 総合すまいる企業年金基金は
東京機器厚生年金基金を前身として設立した企業年金です。

総合すまいる企業年金基金は、機器業界の企業年金制度として昭和45年に設立された東京機器厚生年金基金を前身として、平成28年3月に設立認可された確定給付企業年金基金です。

少子高齢化の進展などに伴い、国の公的年金はスリム化が避けられない中で、企業年金の役割はますます重要になっております。

AIJ投資顧問株式会社による年金資産消失事件に端を発した国の政策変更により、代表的な企業年金制度である厚生年金基金の大多数は基金解散や代行返上をせざるを得ない状況となっておりますが、厚生年金基金の上乗せ給付の受け皿の構築は、社員の皆様の生活の安定や福祉の向上などの観点からも重要な課題となります。

総合すまいる企業年金基金では、事業主、社員の皆さま方が豊かな老後生活を送っていただきたいという理念のもと、継続的に安定した制度運営を行っていくため資産運用リスクの抑制に努めるとともに、ライフスタイルの多様化に応じた給付設計となっております。

また、複数の企業が集まって設立した総合型の企業年金基金ですが、債務管理に関しては分別管理を実施するなど総合型のスケールメリットを享受しながら公平性があり、わかりやすく、かつ、安定的な制度設計としています。

是非、この機会に総合すまいる企業年金基金への加入をご検討いただければ幸いに存じます。

Q 1. 総合すまいる企業年金基金の特徴

A 総合すまいる企業年金基金は、以下のような特徴があります。

加入事業所のニーズに応じた掛金負担と加入者にわかりやすい制度

- ▼ 掛金(全額事業主負担)は、標準報酬月額「1%・2%・3%」から選択することができ、加入事業所のニーズに応じて高い給付額を受給できる仕組みです。
- ▼ キャッシュ・バランスプランを採用(給付原資は掛金と利息の元利合計)
- ▼ 付与する利息は、固定利率：年率2%(資産運用が好調な場合は剰余金を配当することがあります)



加入しやすい財政運営の管理

- ▼ 加入事業所ごとに社員の給付債務や特別掛金を管理します。
- ▼ そのため、他社の状況などによる影響を受けることはありません。

雇用形態に応じ、正規職員などの一定職種のみを加入することも可能

- ▼ 加入事業所ごとに、職種や雇用形態の違いがあります。
- ▼ 一定の基準(就業規則など)により、加入者の範囲を特定することも可能です。

総合型企業年金制度のメリット享受と充実のサポート

- ▼ 自社独自で制度運営を行うよりも、総合型企業年金制度のスケールメリットを活かして割安な運営コストとすることができます。
- ▼ 社会保険労務士やファイナンシャルプランナーの資格を持つ事務局スタッフが、制度説明・年金相談を行い、事務担当者様や退職者の皆様へのサポートを行います。

Q 2. 総合すまいる企業年金基金の制度設計の内容

A 毎月、事業主が負担する掛金に年率2%の利息をつけた元利合計積立額を給付原資とし、わかりやすく、かつ、安定的な制度設計としています。

加入者

- ▼ 65歳未満の厚生年金保険の被保険者
- ▼ 職種や雇用形態により加入者の範囲を特定することも可能
- ▼ 資格喪失時期
 - ・会社を退職したとき
 - ・65歳に達したとき
 - ・死亡したとき など

掛金

- ▼ 全額事業主が毎月負担
- ▼ 事業所ごとに
標準報酬月額×1%・2%・3%から選択
- ▼ 賞与に係る掛金納付はありません
- ▼ 掛金は全額損金算入
- 移行当初は、解散基金からの分配金を年金原資にするか、新たにスタート(0スタート)することになるため、特別掛金は生じません。

脱退一時金の受給

- ▼ 加入期間1ヶ月以上15年未満の方が退職(資格喪失)したとき
- ▼ 脱退一時金の金額は、資格喪失時の仮想個人勘定残高

ご遺族への給付

- ▼ 加入期間中や繰下期間中に死亡した場合
→ 仮想個人勘定残高を一時金として支給
- ▼ 年金受給中に死亡した場合
→ 未受取分の年金原資を一時金として支給

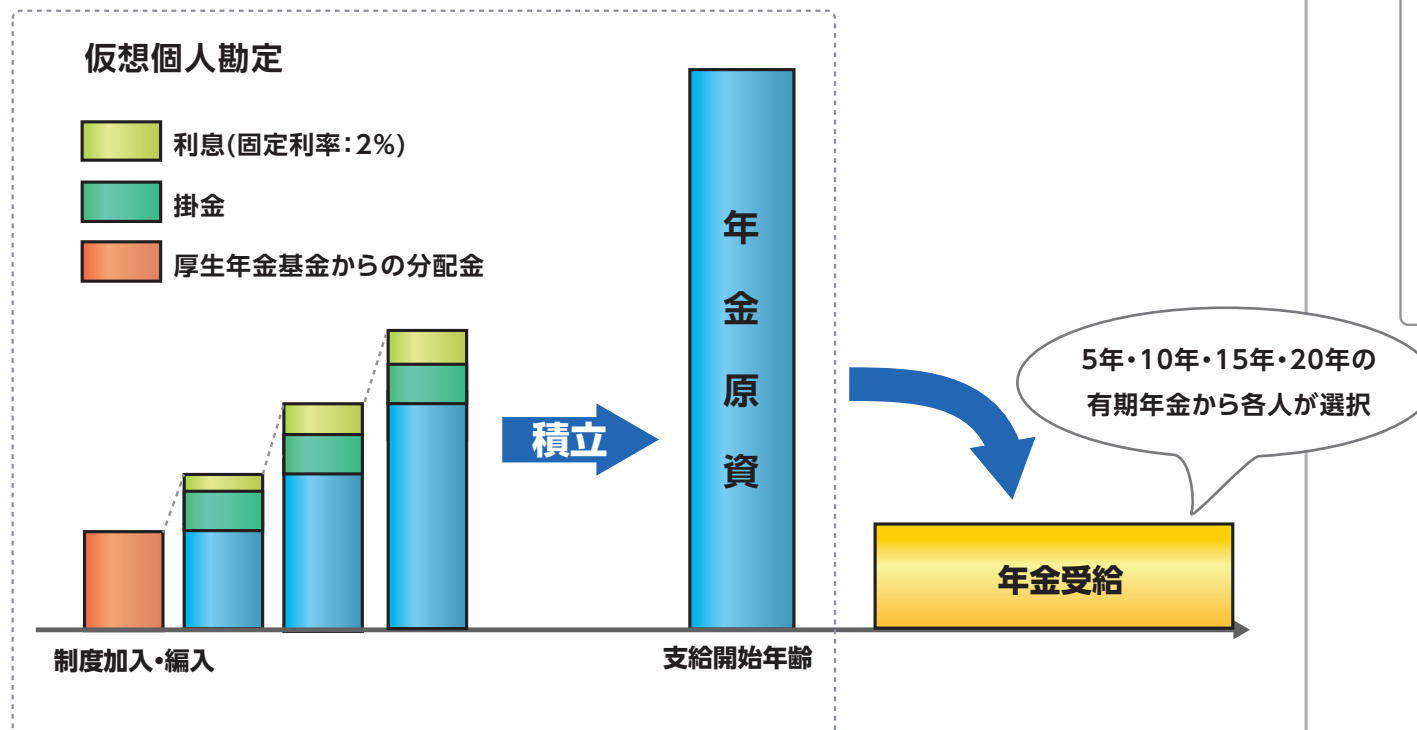
年金受給の要件

- ▼ 加入期間15年以上で
加入中に65歳に達した場合
→ 65歳から
- 55歳以上65歳未満で退職した場合
→ 退職時から65歳までの間で選択
- 55歳未満で退職した場合
→ 60歳から65歳までの間で選択
- ▼ 年金受給に代えて一時金として受給することも可能(55歳未満で退職の場合は、退職時から65歳まで可能)

解散基金から移行する場合

- ▼ 従来加入していた厚生年金基金が解散し、総合すまいる企業年金基金へ移行する場合には、解散基金から各人の分配金を積立金として持ち込んでスタートするか、新たにスタート(0スタート)するかを選択
- ▼ 解散基金からの分配金を持ち込んだ場合には、解散基金の加入期間を通算(脱退一時金や年金を受取る際の期間として通算)

キャッシュバランプランのイメージ



年金の受給方法

- ▼ 年金給付期間は5年・10年・15年・20年の有期年金から各人が選択
- ▼ 年金額は年金受給開始時の仮想個人勘定残高に選択した給付期間に応じて算出
- ▼ 年金受給開始後に一時金での受給可能(受給開始から5年未経過の場合は制約要件あり)
- ▼ 年金の支払は年金額に応じて、年2回・3回・4回・6回支給



よくあるご質問

Q1. 厚生年金基金の解散に伴い、 総合すまいる企業年金基金に新規加入(移行)することは可能ですか？

A. もちろん可能です。総合すまいる企業年金基金(以下、「当基金」といいます)は業種の制限を設けることなく、加入を希望される事業所の個別審査により加入できることにしております。当基金の給付設計としては、キャッシュ・バランスプランによる元利合計方式となっていることから、業種の違いによる平均年齢や脱退率の影響を受けることはありません。また、給付債務については、基本的に事業所ごとに分別管理を行っておりますので、他の事業所からの影響も受けません。

また、解散基金から支給される分配金を当基金に移換することも可能です。

Q2. 総合すまいる企業年金基金では、 どのようにして安定的な財政運営を行っていくのですか？

A. 当基金においては、キャッシュ・バランスプランの採用に加えて、より安定的な財政運営を行う観点から、予定利率を2%に設定し資産運用のリスクを大幅に抑制することとしております。

また、制度の成熟度による影響はなく、資産運用が予定どおり2%の運用利回りを確保できれば、後発債務(特別掛金)は発生いたしません。

Q3. キャッシュ・バランスプランとはどのような制度ですか。 また、仮想個人勘定とは何ですか。

A. キャッシュ・バランスプランは、納付された掛金をもとに利息(当基金の場合は、年率2%の固定利率)を付与して年金原資を積み立てる年金制度です。

また、キャッシュ・バランスプランでは、加入者1人ひとりの掛金と利息の元利合計額を記録管理します。その管理口座のようなものを「仮想個人勘定」と呼んでいます。この仮想個人勘定の残高が、各人の年金や一時金をお支払いする原資となります。

Q4. 加入者の範囲を限定することについて詳しく教えてください。

A. 大多数の企業では、60歳定年とし65歳までは嘱託社員として再雇用をしていく取扱いが一般的です。嘱託社員の場合、正規職員と比べ給与が減少するため何らかの補填が必要になると思われます。

例えば、就業規則等に「60歳定年以降、嘱託社員として継続雇用する旨」が規定されている場合、事業所の選択により加入者の範囲を正規社員に限定することで、加入年齢が60歳までとなり、公的年金が支給される65歳までのつなぎ年金を受給することができます。

なお、この取扱いを実施する事業所においては、就業規則等の写しを当基金にご提出していただくことになります。

Q5. 標準掛金率を途中で変更することは可能ですか？

A. 当初設定した事業所ごとの積立コースに応じた標準掛金率を変更することは可能ですが、高い掛金率から低い掛金率への変更は給付減額の手続きが必要です。

(厚生労働大臣による給付減額の理由等の審査が必要となります)